

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)
救 助 係 長 吉元 信治 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月12日(21:30)

7月11日からの梅雨前線による大雨にかかる災害救助法の適用について
(第3報)

1 災害の概要

7月11日からの梅雨前線による大雨により、大分県及び熊本県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県及び熊本県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大分県】 竹田市 (たけし)	7月12日	7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【熊本県】 阿蘇市 (あそ)	7月12日		
熊本市 (くもと)	〃		
※南阿蘇村 (みなみあそむら)	〃		

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置